

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年9月25日 14時20分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市斗ノ内西方沖 浅野港北防波堤灯台から真方位283° 1,600m付近 (概位 北緯34° 32.4′ 東経134° 53.5′)
事故の概要	プレジャーボートピーサポート3は、のり養殖施設内に進入し、同施設を損傷した。
事故調査の経過	令和3年10月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ピーサポート3、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	250-60293兵庫、株式会社ピーサポート
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 型枠の綱に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人を5人乗せ、淡路島北西岸を約5km/hの対地速力で西南西進した。</p> <p>船長は、前路に灯浮標（以下「本件ブイ」という。）を2基認めた が、本件ブイ間の距離が離れていたため、航行に支障がないと思い、 同じ針路及び速力で航行を続けたところ、ドライブユニットが同施設 の型枠の綱に掛かり、船体が停止した。</p> <p>船長は、慣れた海域であったものの、例年、9月から翌年5月の間 には、出航して航行することがなかったため、のり養殖施設の設置範 囲及び船位をGPSプロッターで確認しておくべきであったと本事故 後に思った。</p> <p>淡路島北西岸では、本事故時、のり養殖施設の型枠の綱及び灯浮標 が設置されていたが、まだ、のり網が張られていない状況であった。</p>
分析	<p>本船は、のり養殖施設の型枠の綱及び灯浮標が設置されていたが、 まだのり網が張られていない海域を西南西進中、船長が、航行に支障 がないと思い、本件ブイ間を航行したことから、のり養殖施設に進入 し、同施設の枠型の綱が損傷したものと推定される。</p> <p>船長は、本件ブイ間の距離が離れていたことから、航行に支障がな いと思ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、のり養殖施設の型枠の綱及び灯浮標が設置され

	<p>ていたが、まだのり網が張られていない海域を西南西進中、船長が、航行に支障がないと思い、本件ブイ間を航行したため、のり養殖施設内に進入し、同施設の枠型の網が損傷したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、例年9月から翌年5月の間、のり養殖施設が設置される沿岸部を航行する際、前路にのり網が見当たらなくても、型枠の網などがあるので、のり養殖施設へ進入することのないように、一旦停止してGPSプロッターを参考にする等して、のり養殖施設の外側を通航すること。 ・ プレジャーボートの船長は、兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図及び海しる等を参考に、兵庫県瀬戸内海において、例年9月から翌年5月の間、航行予定海域の水路調査を十分に行い、養殖施設等の設置場所を確認しておくこと。